

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（案）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（案）目次

まえがき	1
一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	2
1 現状	2
2 平成28年7月までのポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	3
(1) 高圧トランス等、廃ポリ塩化ビフェニル等及び柱上トランス	
(2) その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物	
二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項	5
1 保管事業者、ポリ塩化ビフェニルを製造した者等、国及び地方公共団体の役割	5
(1) 保管事業者の役割	
(2) ポリ塩化ビフェニル製造者等の役割	
(3) 国の役割	
(4) 地方公共団体の役割	
2 処理施設の整備に関する方針	7
3 環境事業団を活用した拠点的な広域処理施設による処理体制の整備の方向	8
(1) 環境事業団による拠点的な広域処理施設の整備	
(2) 環境事業団によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の実施のための体制	
イ 環境事業団の取組	
ロ 都道府県市の取組	
ハ 国の取組	
(3) 処分を環境事業団に委託する保管事業者の責務	
4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬の体制	10
(1) 収集運搬の体制の確保	
(2) 収集運搬に係るガイドラインの策定	
(3) 計画的な収集運搬の確保のための方策	
5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による円滑な処理の推進	12
(1) 中小企業者の負担軽減措置	
(2) ポリ塩化ビフェニル製造者等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への資金の出えんの協力	
三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項	13
1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開	13
(1) 全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の情報の収集、整理及び公開	
(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に必要な情報の公開	
(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に必要な知識の普及等	
2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する調査研究及び技術開発の推進	14
3 その他必要な事項	14
(1) 低濃度のポリ塩化ビフェニルに汚染された絶縁油を含む電気機器の処理	
(2) ポリ塩化ビフェニルの使用された部品を含む家電製品の処理	
(3) 優良なポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への支援	

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（案）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第六条第一項の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めたので、同条第三項の規定に基づき、公表する。

ポリ塩化ビフェニルは、ビフェニルの水素が塩素に置換した化合物の総称で、化学的に安定、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性などの性質を有する物質であり、熱媒体、トランス及びコンデンサ用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い分野で使用されてきた。我が国では、約五万九千トン生産され、このうち約五万四千トンが国内で使用された。

昭和四十一年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からポリ塩化ビフェニルが検出され、地球全体に及ぶ汚染が明らかになってきた。我が国では、昭和四十三年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたポリ塩化ビフェニルが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。また、その後、生物や母乳等からも検出され、ポリ塩化ビフェニルによる汚染が問題となった。

このような状況に対応し、昭和四十七年からポリ塩化ビフェニルの製造は事実上禁止され、さらに、昭和四十八年十月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）」に基づき、昭和四十九年六月から製造、輸入等が原則禁止となった。

その後、我が国においては、高圧トランス及び高圧コンデンサを始めとしたポリ塩化ビフェニル廃棄物について、その処理体制の整備が著しく停滞し、長期にわたり処分されず、事業者において保管が行われてきたが、処分の目途のない長期にわたる保管が継続する中で、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となっている。

ポリ塩化ビフェニルは、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であり、その難分解性、高蓄積性、大気や移動性の生物種を介して長距離を移動する性質から、将来の世代にわたる環境汚染及び地球規模の環境汚染をもたらすものである。国際的には、ポリ塩化ビフェニルを含む残留性有機汚染物質による地球環境汚染を防止するため、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が平成十三年五月のストックホルムにおける外交会議で採択され、我が国は平成十四年七月に同条約の締結が国会で承認され、翌八月に加入した。条約では、ポリ塩化ビフェニルに関し、平成三十七年までの使用の全廃、平成四十年までの廃棄物の適正な処分などが定められている。

このような状況の中で、ポリ塩化ビフェニルによる環境汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るためには、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を先送りしてこのまま長期にわたって保管を継続することを選択するのではなく、その処理体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進することが必要不可欠となっている。

このためには、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の早期の処理について広く国民の理解が醸成されるとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者、ポリ塩化ビフェニル及びこれを使用した製品の製造者、国、都道府県及び市町村が、この問題を解決するという確固たる意志をもって、それぞれの責務を果たさなければならない。

この基本計画は、このような認識の下に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

なお、本計画は、五年ごとに見直しを行うほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の整備等を勘案して必要な見直しを行うこととする。

一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

1 現状

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号。以下「特別措置法」という。）第八条の規定に基づき、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）により届出された平成十三年七月十五日現在のポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類別の保管数量は次のとおりである。

廃棄物の種類	保管量
高压トランス	16,496台
高压コンデンサ	220,345台
低压トランス	30,412台
低压コンデンサ	1,146,383台
柱上トランス（容器）	1,818,058台
柱上トランス（ポリ塩化ビフェニルを含む廃油）	172,577ト
安定器	4,170,839個
廃ポリ塩化ビフェニル	1,114ト
ポリ塩化ビフェニルを含む廃油	1,998ト
感圧複写紙	679ト
ウエス	215ト
汚泥	17,698ト
その他の機器等	199,873台

また、保管事業者により届出された平成十三年七月十五日現在のポリ塩化ビフェニル使用製品の種類別の使用数量は次のとおりである。

製品の種類	使用量
高压トランス	1,689台
高压コンデンサ	30,502台
低压トランス	616台

低圧コンデンサ	17,510台
柱上トランス（容器）	1,992,000台
柱上トランス（ポリ塩化ビフェニルを含む廃油）	104,000ト
安定器	868,256個
廃ポリ塩化ビフェニル	55kg
ポリ塩化ビフェニルを含む廃油	3kg
その他の機器等	42,067台

2 平成二十八年七月までのポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

(1) 高圧トランス等、廃ポリ塩化ビフェニル等及び柱上トランス

ポリ塩化ビフェニルを使用した高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにこれらと同程度の大型の電機機器が廃棄物となったもの（以下「高圧トランス等」という。）廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油（以下「廃ポリ塩化ビフェニル等」という。）並びにポリ塩化ビフェニルを含む絶縁油を使用した柱上トランスが廃棄物となったもの（以下「柱上トランス」という。）についての種類別の平成二十年度末までの発生量、保管量及び処分量並びに平成二十八年七月までの発生量、保管量及び処分量については、これらのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の整備の状況等にかんがみ、次のイからハの表の第一欄に掲げる期間ごとに同表の第二欄以下に掲げるとおりと見込まれる。この表において、発生量及び処分量にあつては、同表の第一欄に掲げる期間の累積の量とし、保管量にあつては、期間の期末における保管量とする。

なお、高圧トランス等の中には、超大型で搬出又は運搬ができない機器が含まれており、その処理に当たっては、保管又は使用されている場所において液抜き及び解体が必要となる場合があると考えられるが、これらが行われることを前提として処分量を見込むものとする。

イ 高圧トランス等

年 度	発 生 量	処 分 量	保 管 量
現状 （平成十三年七月）	—————	—————	高圧トランス 16,496台 高圧コンデンサ 220,345台 その他機器 48,941台
十 三 ~ 二 十	高圧トランス 1,000台 高圧コンデンサ 17,200台 その他機器	高圧トランス 6,000台 高圧コンデンサ 84,500台 その他機器	（平成21年3月） 高圧トランス 11,400台 高圧コンデンサ 153,000台

	3,700台	18,600台	その他機器 34,000台
二十一～二十八	高圧トランス 700台 高圧コンデンサ 13,300台 その他機器 2,900台	高圧トランス 12,100台 高圧コンデンサ 166,300台 その他機器 36,900台	(平成28年7月) 高圧トランス 0台 高圧コンデンサ 0台 その他機器 0台

(注一)その他機器とは、低圧トランス、低圧コンデンサ、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断機及び整流器等のうち高圧トランス及び高圧コンデンサと同程度の大型のものをいう。

(注二)現状における保管量を除き、百台未満の数字を四捨五入している。

ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等

年 度	発 生 量	処 分 量	保 管 量
現状 (平成十三年七月)	—	—	廃ポリ塩化ビフェニル 1,114ト ポリ塩化ビフェニル を含む廃油 1,998ト
十三～二十	廃ポリ塩化ビフェニル 0ト ポリ塩化ビフェニル を含む廃油 0ト	廃ポリ塩化ビフェニル 1,000ト ポリ塩化ビフェニル を含む廃油 700ト	(平成21年3月) 廃ポリ塩化ビフェニル 100ト ポリ塩化ビフェニル を含む廃油 1,300ト
二十一～二十八	廃ポリ塩化ビフェニル 0ト ポリ塩化ビフェニル を含む廃油 0ト	廃ポリ塩化ビフェニル 100ト ポリ塩化ビフェニル を含む廃油 1,300ト	(平成28年7月) 廃ポリ塩化ビフェニル 0ト ポリ塩化ビフェニル を含む廃油 0ト

(注三)現状における保管量を除き、百トン未満の数字を四捨五入している。

ハ 柱上トランス

年 度 (平 成)	発 生 量	処 分 量	保 管 量
現状 (平成十三年七月)	—	—	容器 1,818,058台 ポリ塩化ビフェニル を含む廃油 172,577ト
十三～二十	容器 1,112,000台 ポリ塩化ビフェニル を含む廃油 66,000ト	容器 1,228,000台 ポリ塩化ビフェニル を含む廃油 143,000ト	(平成21年3月) 容器 1,702,000台 ポリ塩化ビフェニル を含む廃油

			95,000ト
二十一～二十八	容器 880,000台 ポリ塩化ビフェニル を含む廃油 38,000ト	容器 2,582,000台 ポリ塩化ビフェニル を含む廃油 133,000ト	(平成28年7月) 容器 0台 ポリ塩化ビフェニル を含む廃油 0ト

(注四) 現状における保管量を除き、千台未満、万トン未満の数字を四捨五入している。

(2) その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物

(1)に掲げるもの以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物として、小型の低圧トランス、低圧コンデンサ、安定器等の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙及びウエス等のポリ塩化ビフェニル汚染物並びに汚泥(以下「汚染物等」という。)があるが、これらについては処理の体制整備の進ちょくを踏まえ、今後処分量等を見込むものとする。

二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

1 保管事業者、ポリ塩化ビフェニル製造者等、国及び地方公共団体の役割

(1) 保管事業者の役割

保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理するとともに、その保管及び処分の状況を都道府県及び保健所設置市(以下「都道府県市」という。)に届け出なければならない。

具体的には、保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物が処理されるまでの間、都道府県市の指導及び助言(以下「指導等」という。)に従い、ポリ塩化ビフェニルの漏えい等による生活環境の保全上支障が生じないようにその保管状況を点検し、必要に応じて改善のための措置を講じるとともに、紛失又はポリ塩化ビフェニル廃棄物ではないものとして処分したりすることのないように適正に保管しなければならない。また、保管事業者は、特別措置法に基づき定められた処分の期限である平成二十八年七月までの間(以下「処分期間」という。)に、自ら適正にポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分し、又は処分を環境事業団若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく許可を受けたポリ塩化ビフェニルに係る特別管理産業廃棄物処分業者(以下「処分業者」という。)に委託しなければならない。保管事業者は、処分に当たって都道府県市の指導等に従い、漏えいのおそれその他の保管の状態に応じて安全な収集運搬が確保されるように必要な措置を講じるとともに、処分期間内の処分が確実に実施できるように処分を環境事業団に委託する時期を定める等計画的に処分しなければならない。

とりわけ、廃棄物処理法に規定する特別管理産業廃棄物に係る多量排出事業者に

該当する保管事業者（以下「多量保管事業者」という。）にあつては、同法に基づき作成しなければならない特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「多量排出事業者処理計画」という。）において、特別措置法に基づき都道府県及び政令で定める市（以下「都道府県等」という。）が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）及び都道府県市の指導等に従い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分に関する事項を策定しなければならない。

(2) ポリ塩化ビフェニル製造者等の役割

ポリ塩化ビフェニルを製造した者又はポリ塩化ビフェニルが使用されている製品（以下「使用製品」という。）を製造した者（以下「製造者等」という。）は、保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対し、これらの事業者が使用製品を確知できるように当該製品の特定の方法その他のポリ塩化ビフェニルの使用の有無を判断するために必要となる情報を提供することに努めなければならない。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）及び環境事業団等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う者に対し、これらの者が処理を支障なく実施できるようにポリ塩化ビフェニルの組成、使用製品の材質、添加剤に関する情報その他の円滑な処理に必要な情報を提供することに努めなければならない。なお、これらの情報が広く提供されるよう、国、都道府県市及び環境事業団はその媒体を提供する等製造者の取組みに協力するものとする。

また、製造者等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への資金の出えん、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の必要性に関する国民及び保管事業者並びに使用製品を使用する事業者に対する普及啓発その他の措置を行い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の円滑な推進に協力しなければならない。

(3) 国の役割

国は、環境事業団を活用して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の拠点的な広域処理施設（以下「拠点的な広域処理施設」という。）の整備を推進し、都道府県等と協力して広域的な収集運搬体制の確保を図り、及び都道府県と協調してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行い、これらの措置によって、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制を整備することに努めるものとする。特に、拠点的な広域処理施設における処理の実施に当たっては、国は、計画的、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が実施できるように都道府県等との間の調整、都道府県等及び環境事業団との間の調整及び環境事業団の指導監督を行うものとする。

また、国は、全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等の状況及び拠点的な広域処理施設における処理の進ちょく状況に関する情報の整理及び提供、より効率的な処理技術の開発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 地方公共団体の役割

都道府県市は、これまでにポリ塩化ビフェニル廃棄物が紛失等されてきていることにかんがみ、特別措置法に基づく保管等の状況の届出等をもとに、当該都道府県市の区域内に存在するポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を実地に把

握し、未届けのポリ塩化ビフェニル廃棄物については届出させるとともに、保管事業者に対し、適正な保管のための措置、処分に当たっての安全な収集運搬の確保のための措置及び処分期間内の計画的な処分のための取組を講じるよう必要な指導等を行わなければならない。特に、拠点的な広域処理施設における処理の実施に当たっては、都道府県等は、相互に連携して確実かつ適正な収集運搬を行うことができる収集運搬業者による広域的な収集運搬の体制の確保を促進するとともに、計画的、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が実施できるように都道府県等間相互の調整並びに環境事業団との調整を行うことに努めなければならない。これらの保管事業者に対する指導の方針及び拠点的な広域処理施設における計画的な収集運搬及び処分の方針について、都道府県等は、処理計画に定めるとともに、都道府県の区域内の保健所設置市と連携して当該方針に基づき保管事業者及び収集運搬業者に対する指導等を行うものとする。

また、都道府県は国と協調してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うものとする。

このほか、国及び都道府県市は、保管事業者に対し、特別措置法に基づく届出及び処分期間内の処分に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し、周知徹底を図ることに努めるものとする。また、国、都道府県及び市町村は、国民に対し、国及び地方公共団体が実施する施策への協力が得られるよう、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供を行うなどその理解を深めるよう努めなければならない。

2 処理施設の整備に関する方針

産業廃棄物であるポリ塩化ビフェニル廃棄物については、その保管事業者の責任において確実かつ適正に処理しなければならない。その処理にあたっては、当該事業者が自ら処分するか、又は処分を処分業者に委託しなければならない。しかし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分には高度な技術力と高額な設備投資を必要とするため、一部の民間事業者を除いては自ら処分することは実質的に困難な状況にある。また、事業として他人の需要に応じてポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を行う処理施設の設置については、主要な処理対象物の量が今後増えることがない一方で高い技術と多くの資本を必要とするほか、地域住民の理解が得られにくいこと等から実現が困難な状況が認められる。こうした中で、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関して平成四十年までの廃棄物の適正な処分等を盛り込んだ「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択され、我が国も加入しているところであり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を速やかに進めることは、国際的な約束となっている。

このような状況を踏まえ、我が国全体のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することが必要である。このため、特定のポリ塩化ビフェニル廃棄物を大量に保管する等の保管事業者が自ら処分することを促進しつつ、国及び地方公共団体の相互の密接な連携の下に、国が、環境事業団を活用して、速やかに拠点的な広域処理施設の整備を図ることを基本とする。

拠点的な広域処理施設については、当面、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の大部分を占

め、迅速に処理体制を確保することが必要な高圧トランス等を処理の対象物の中心として整備を進めることとする。安定器等の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙等の汚染物等については、分解すべきポリ塩化ビフェニルの量としてはわずかであり、安全性の確保を前提としつつ、既存の処理技術の応用を含めて、効率的な処理ができるよう技術の評価及び適切な技術の活用を推進し、これらの処理体制の整備の検討を進めるものとする。なお、安定器に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物については、技術的蓄積が進み、安全に処理できる状況にあることから、拠点的な広域処理施設の処理対象区域に大量に当該廃棄物が保管されている事業について事業化を進め、それ以外については、今後の技術開発の状況を踏まえつつ、安定器以外の汚染物等と合わせてより効率的な処理ができるよう、処理体制の整備を検討するものとする。

また、拠点的な広域処理施設の整備にあたっては、経済合理性を確保するため、中小企業者及び中小企業者以外の事業者であって処分を環境事業団に委託する意志があるものが保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理の対象とし、これらが処分期間を通じて量的に平準化して計画的に搬入されることにより、効率的に処理施設を稼働できるようにすることを前提に、必要最小限の処理能力を確保するものとする。

柱上トランス及び廃ポリ塩化ビフェニル等を大量に保有している保管事業者にあつては、既に自ら処理施設を設置し、又は設置を計画する等その処理に向けた取組が具体的に進められているところであり、これらの保管事業者等の取組を促進することが重要である。このうち、柱上トランス又はその柱上トランスから抜き取った絶縁油については、これらを保有する特定の電力会社等において処理体制の整備を行い、計画的な処理を行うものとする。

3 環境事業団を活用した拠点的な広域処理施設による処理体制の整備の方向

(1) 環境事業団による拠点的な広域処理施設の整備

国は、環境事業団を活用して、地元地方公共団体との施設受け入れにあつての調整を踏まえ、拠点的な広域処理施設の整備を次の表に掲げるとおり推進する。また、この表の事業対象地域以外の地域については、これまでに国、一部の地方公共団体及び環境事業団が処理体制の構築を図るべく取り組んできたが、いまだ拠点的な広域処理施設の立地に至っていない状況にある。このため、国にあつては、当該地域におけるすべての県及び保健所設置市の協力を得て、環境事業団とともに、拠点的な広域処理施設の立地を含め処理体制の確保のための方策を検討し、当該地域の処理体制の整備の実現をできる限り速やかに図るものとする。

事業名	実施場所	事業対象地域	処理対象	施設能力	事業の時期
北九州	福岡県 北九州市 若松区 響灘地区	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島	第一期で整備する施設においては、北九州市の区域内に存する高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等を対象とし、当該処理を終了後、第一期及び第二期工事で整備するに係る施設においては、それ以外のものの処理を検討。	第一期 約 0 . 5 トン / 日 (ポリ塩 化ビフェ ニル分解 量)	処理の開始の予定時期 平成 16 年 12 月 事業の完了の予定時期 平成 28 年 3 月

		県、沖縄県		第二期の施設能力については、処理対象量の把握を踏まえ、今後設定する。	
豊田	愛知県 豊田市 細谷町三丁目	岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等	約2トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	処理の開始の予定時期 平成17年9月 事業の完了の予定時期 平成28年3月
東京	東京都 江東区 青海二丁目地先	埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県	トランス、コンデンサ、安定器が廃棄物となったもの並びに廃ポリ塩化ビフェニル等	約2トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	処理の開始の予定時期 平成17年11月 事業の完了の予定時期 平成28年3月
大阪	大阪府 大阪市 此花区 北港白津二丁目	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等	約2トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	処理の開始の予定時期 平成18年4月 事業の完了の予定時期 平成28年3月
北海道	北海道 室蘭市 仲町	北海道	高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等	約0.2トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	処理の開始の予定時期 平成18年10月 事業の完了の予定時期 平成28年3月

(2) 環境事業団によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の実施のための体制

環境事業団の拠点的な広域処理施設における計画的な処理の実施のため、国、関係都道府県市並びに環境事業団は、相互の密接な連携の下に、次のとおり協力して取り組むこととする。

イ 環境事業団の取組

環境事業団は、その拠点的な広域処理施設における安全かつ効率的な処理を実施するため、地域住民及び地元地方公共団体に対して的確な情報公開を行い、地域住民の理解と信頼感を得ることに努めなければならない。このため、環境事業団は地元地方公共団体との連絡調整に努め、当該地方公共団体が実施する地域住民に対する情報提供その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に進めるための施策に協力するものとする。

また、環境事業団は、拠点的な広域処理施設におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な搬入を確保し、安全かつ効率的に処理が実施できるように、事業対象地域内の都道府県市（以下「関係都道府県市」という。）に対して搬入に係る情報を提供するとともに、関係都道府県市と十分な連絡調整を行い、受入条件及び受入計画を定めるものとする。

ロ 都道府県市の取組

関係都道府県市は、環境事業団の拠点的な広域処理施設における円滑な処理を確保するため、当該地域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の搬入の順序、

搬入の進行管理その他の計画的な搬入のための取組について、相互に十分な協議及び調整を行うとともに、環境事業団とも十分な連絡調整を行うものとする。また、関係都道府県等はこのような協議及び調整を踏まえて、処理計画に計画的な搬入のための取組みを定め、これを踏まえて関係都道府県市は保管事業者に対し、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を計画的に拠点的な広域処理施設に搬入するよう指導等を行うものとする。

また、地元地方公共団体は、地域住民に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の必要性の説明、環境事業団の拠点的な広域処理施設周辺の環境の状況の監視に関する情報の提供その他の地域の実情に応じたポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する地域住民の理解を深める取組を行うことに努めなければならない。

八 国の取組

国は、環境事業団の事業の全般を統括し、環境事業団を指導監督するとともに、関係都道府県市間の協議及び当該都道府県市と環境事業団との間の連絡調整に際し、広域的な見地から必要な調整を行うこととする。

また、国は、環境事業団の拠点的な広域処理施設の整備のための補助を行うことを通じ、中小企業者等の保有する高圧トランス等に係る費用負担の軽減を図るとともに、環境事業団の長期借入金に係る債務について保証することにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の円滑な推進に努めるものとする。

(3) 処分を環境事業団に委託する保管事業者の責務

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を環境事業団に委託しようとする保管事業者は、拠点的な広域処理施設が、経済合理性の確保の観点から、事業対象地域内のポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な搬入を前提に整備されているものであることを踏まえ、都道府県市の指導等に従い、かつ、あらかじめ、環境事業団と連絡調整を行い、環境事業団の受入条件及び受入計画に支障を生じないように計画的な搬入を行うことに努めなければならない。

特に、多量保管事業者にあつては、都道府県市の指導等に従い、かつ、環境事業団と十分な連絡調整を行い環境事業団の受入条件及び受入計画と整合を図り、多量排出事業者処理計画を作成し、当該計画に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が完了するまでの間、計画的な搬入を行うことに努めなければならない。

4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬の体制

(1) 収集運搬の体制の確保

環境事業団による拠点的な広域処理施設を中核とした処理の体制の下で確実かつ適正な処理を円滑に進めるために、各々の事業対象地域内に広く存在するポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的かつ計画的な収集運搬の体制を確保することが必要不可欠である。

これまでポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理がほとんど行われてこなかったことにかんがみ、国は、収集運搬業者による安全かつ効率的なポリ塩化ビフェニル廃棄物

の収集運搬を確保できるよう、必要な技術的事項を(2)に述べるガイドラインとして定めるとともに、都道府県市において保管事業者及び収集運搬業者に対する適切な指導監督が行われるよう、広域的な見地から都道府県市に対して必要な助言を行うものとする。

都道府県市は、特措法に基づく届出等をもとに、保管事業者のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状態を把握し、収集運搬に当たって、保管事業者及び収集運搬業者により、収集運搬行程中の漏えい防止のために必要な措置が実施されるよう、必要に応じて立入検査等を行い、適切な指導監督を行うものとする。

収集運搬業者は、都道府県市の指導等に従い、ガイドラインに従って安全かつ効率的な収集運搬を行うとともに、保管事業者及び環境事業団又は処分業者と相互に調整を図り、确实かつ適正な収集運搬に努めるものとする。

(2) 収集運搬に係るガイドラインの策定

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に当たっては、収集運搬を行う者が、廃棄物処理法の規定に基づき、当該廃棄物が飛散し、及び流出する等により、人の健康被害又は生活環境に係る被害が生じないように必要な措置を講じ、安全性を確保しなければならない。環境事業団の拠点的な広域処理施設では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の搬入が広域にわたり、かつ一定期間行われることとなることを踏まえ、国は、廃棄物処理法に基づく収集運搬に係る基準を遵守するために必要となる技術的な事項について明確化したポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に係るガイドラインを定めるものとする。

当該ガイドラインには、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり保管されてきた実情等を踏まえ、積込み及び積下し等収集運搬の各段階におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の取扱いの留意事項、運搬容器及び運行管理の方法等を定め、十分な安全対策により事故等の未然防止を図ることができるようにするとともに、併せて事故時等の緊急時における対応方策についても明らかにすることとする。

(3) 計画的な収集運搬の確保のための方策

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬の体制の整備に当たっては、少量のポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する多数の事業者が存在すること、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類が多岐にわたること、処理施設の規模に応じて適正かつ計画的な搬入が確保されるようにする必要があること等を踏まえ、処理施設の能力に見合った収集運搬ができる体制とすることが重要である。

このため、都道府県市は、拠点的な広域処理施設への計画的な収集運搬、対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類、数量、運搬手段、運搬経路及び保管事業者に対する指導方針並びに緊急時の連絡体制等について十分な協議、調整を相互に行い、都道府県等は、その処理計画において、計画的な搬入のための取組みについて定めるものとする。また、これらを踏まえて都道府県市は、保管事業者に対して計画的に環境事業団の拠点的な広域処理施設にポリ塩化ビフェニル廃棄物が搬入されるよう適切に指導を行うものとする。

環境事業団は、都道府県市と連絡調整を十分に行い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な搬入を確保できるようにするとともに、拠点的な広域処理施設への搬入

の状況に関する情報を都道府県等と共有し、計画的な収集運搬の管理及び実施が確保されるようにする。

この他、環境事業団の拠点的な広域処理施設をはじめとした処理施設へのポリ塩化ビフェニル廃棄物の搬入に係る収集運搬に当たっては、一層の安全性の確保及び効率的かつ計画的な搬入の確保のため、収集運搬業者による運搬車両ごとの運行管理及び環境事業団又は処分業者による搬入管理が重要である。この際、運行管理及び搬入管理に係る情報提供がポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する地域住民の理解を深める上で極めて重要であるとの認識に立ち、関係者の適切な役割分担の下、これらの管理システムを総合的に整備すること及びその的確な情報公開の方法について検討するものとする。

5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による円滑な処理の推進

(1) 中小企業者の負担軽減措置

ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニルを高濃度に含む絶縁油を使用した高圧トランス等のポリ塩化ビフェニル廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の大部分を占めることから、その処理を確実に適正に行うことが、環境汚染防止の観点から極めて重要である。一方で、高圧トランス等は、これらの機器が大型であって、相当量のポリ塩化ビフェニルが含まれ、付着し、染み込んだ廃棄物であることから、ポリ塩化ビフェニルを除去し、分解する処分に高額な費用を要する。

こうしたことから、費用負担能力の小さい中小企業者については、高圧トランス等に係る高額な処理費用の負担軽減を図り、もって平成二十八年七月までに計画的に、確実に適正な処理を促進することが必要である。このため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を国及び都道府県が協調して造成し、中小企業者が、高圧トランス等の処分を環境事業団に委託して行う場合にその処理費用が軽減されるよう、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から処理の主体である環境事業団に対して中小企業者の費用負担軽減に要する額を支出し、負担軽減措置を講じることとする。また、環境事業団のほか、環境大臣が指定する確実に適正な処理を行うことができる廃棄物処理センターその他の処理主体の場合であっても、同様の方法によって、中小企業者の処理費用負担を軽減することとする。なお、環境大臣は、処分業者であって、かつ、中小企業者の需要に応え高圧トランス等の処理を受託する意思のある処理主体を指定するものとする。。

(2) ポリ塩化ビフェニル製造者等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への資金の出入りの協力

財団法人電気絶縁物処理協会の基本財産に出入りした製造者等により、特別措置法の趣旨に沿って、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金へ拠出されているところである。

今後とも、国は、製造者等に対して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への拠出について協力を要請していくこととする。製造者等は、難分解性である等の性質を持ち、高額な処理費用を要するポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を製造した者としての社会的な責任にかんがみ、国の要請を踏ま

え資金の出えんについて協力することが求められる。

製造者等が基金に拠出した資金は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理に際しての環境の状況の把握のための監視及び測定並びに安全性の評価並びに安全性の確保のための研修及び研究に係る費用、環境事業団その他環境大臣の指定する処理主体において適正に処理するために必要となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る費用、その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の設置及び管理を推進するために地域住民の理解を増進することに資する事業に要する費用に充てることとし、もってポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を円滑に推進できるようにする。

三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開

(1) 全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の情報の収集、整理及び公開

保管事業者及び処分業者から特別措置法に基づき毎年度都道府県市に届け出されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する情報については、都道府県市によって毎年度、公表され、地域におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況については、この都道府県市の公表により、情報提供されることとなる。

国は、全国的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、国民及び地方公共団体その他の関係者に広く情報提供するため、都道府県市に届け出された保管及び処分の状況に関する情報を集約し、処分の進ちょく状況等を分かりやすく提示していくよう努めるものとする。

都道府県市は、特別措置法に基づく公表に際して、国の取組に準じて、地域のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する情報が、地域の住民その他の関係者において活用しやすくなるよう配慮するものとする。

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に必要な情報の公開

環境事業団をはじめ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設を設置し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う者は、処理施設周辺の地域住民に対して、安心感を醸成するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する計画、処理施設における処理の状況、施設の維持管理の状況及び施設周辺の環境の状況の把握のための監視の内容等について、廃棄物処理法に基づく維持管理記録の閲覧にとどまらず、処理施設の公開等の積極的な情報公開や、地域住民への十分な説明等に努めなければならない。

また、国及び地方公共団体は、国民、保管事業者、製造者等及び処理業者等のすべての関係者がポリ塩化ビフェニルによる環境リスクに関する科学的な情報を共有できるよう努めるものとする。

(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に必要な知識の普及等

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他の必要な体制を整備し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するためには、国民、

保管事業者及び製造者等の理解と協力が不可欠である。このため、国及び地方公共団体は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図るとともに、とりわけ、国民の不安感を払拭するに足る十分な情報提供を欠いていたことが長年にわたってポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の整備が停滞した一因でもあったことにかんがみ、ポリ塩化ビフェニル及びその処理に関する正しい情報を広く提供し、国民の理解を増進することに努めなければならない。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する調査研究及び技術開発の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物は、高圧トランス等や柱上トランスに限らず、汚染物等として、ノーカーボン紙、汚泥、バラストなどの多様な種類の廃棄物が存在しており、その性状及び形状は非常に多岐にわたっている。

このように様々な性状及び形状の汚染物等の安全かつ効率的な処理体制の整備を進めるためには、ポリ塩化ビフェニルが使用されていた製品等の特定から、保管状況、それらの性状及び形状、収集運搬方法及び処分方法の全体にわたる一連の調査を行う必要があるため、国において必要な調査を行うとともに、民間事業者等における技術開発及び実用化の取組が行われるよう必要な情報の提供に努め、様々な汚染物等の特徴に応じた効率的な処理方法の確立に努めるものとする。なお、民間事業者等の技術開発の状況を踏まえ、開発すべき処理技術の必要性、緊急性及び経済性等を総合的に勘案し、国が必要な技術開発に取り組むものとする。

また、国は、安全性の確保を前提としつつ、より効率的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が図られるよう、民間事業者におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する新技術について、技術の評価を行うことを通じ、その実用化が促進されるよう努めるものとする。

3 その他必要な事項

(1) 低濃度のポリ塩化ビフェニルに汚染された絶縁油を含む電機機器の処理

ポリ塩化ビフェニルを使用していないとする電機機器の中に、低濃度のポリ塩化ビフェニルに汚染された絶縁油を含む電機機器が存在することが明らかになっている。現在のところ、どのような経路によりこれらの機器にポリ塩化ビフェニルが混入したかの、原因は明らかになっていない。原因を早急に究明し、ポリ塩化ビフェニルが混入した電機機器の量を明らかにするとともに、その処理体制を整備することが必要である。

このため、国は、特別措置法第十五条に基づき、製造者等及び社団法人日本電機工業会等の関係団体に対し、ポリ塩化ビフェニルが混入した原因の究明及び混入した電機機器を特定するための調査並びに国民及び保管事業者に対する情報提供を行うことを要請するとともに、国の関係機関で連携して情報提供等に努めることとする。さらに、このような機器の適切な処理体制について、環境事業団によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の整備の状況等を勘案しつつ、関係機関が連携して検討するものとする。

都道府県市は、電機機器等を使用している事業者及び当該電機機器の保管事業者

並びに廃電機機器に係る産業廃棄物処分業者に対して、ポリ塩化ビフェニルを含む廃電機機器が不適正に保管及び処理されることがないように情報提供等に努めるものとする。

また、ポリ塩化ビフェニルが混入した機器等を使用している又はその可能性がある事業者にあつては、その使用を終え、廃棄しようとする場合には、製造者等及び社団法人日本電機工業会等の関係団体から提供されるポリ塩化ビフェニル混入の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該製造者等に対して、ポリ塩化ビフェニル混入の可能性の有無について確認するものとする。

また、廃電機機器に係る産業廃棄物処理業者にあつては、ポリ塩化ビフェニルを含む廃電機機器を誤って処分しないよう、国、都道府県及び製造者等による情報に注意し、必要に応じ保管事業者に対してポリ塩化ビフェニル含有の有無を確認するなどの必要な措置を講じなければならない。

(2) ポリ塩化ビフェニルの使用された部品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、テレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては昭和47年まで、ポリ塩化ビフェニルを含む低圧コンデンサが使用されてきたものがあり、これまでこれらの家電製品製造者によりポリ塩化ビフェニル使用部品の取り外し及び保管が行われてきたところである。今後とも、ポリ塩化ビフェニルの製造が禁止される昭和49年以前に製造された上記3機種の家電製品については、ポリ塩化ビフェニル使用部品を含む家電製品である可能性があるため、市町村は廃家電製品等の処理に際しては、これまで通り、当該家電製品製造事業者に取り外しを依頼するなど、ポリ塩化ビフェニル使用部品の取扱いに留意する必要がある。

また、家電製品製造事業者が取外したポリ塩化ビフェニル使用部品は家電製品製造事業者の責任のもとに保管されており、これらポリ塩化ビフェニル使用部品は家電製品製造事業者のポリ塩化ビフェニル廃棄物として適正に処理されるものである。

(3) 優良なポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への支援

国においては、税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等により、また、都道府県においては、国とともに、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）に基づき、優良なポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の整備を支援するものとする。